

令和3年7月26日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 環境保全部

廃棄物管理施設の今後の新規制基準対応について

廃棄物管理施設における新規制基準対応に係る廃棄物管理事業変更許可並びに設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）の申請内容の概要は、以下のとおりである。

現在、設工認の申請中が3案件あり、うち1案件は補正を提出している。残りの2案件は、優先度の高い案件から順次審査いただく予定である。また、その後に予定している廃棄物管理事業変更許可、新規制基準対応の設工認申請及び廃棄物管理施設保安規定変更申請の3案件は、申請内容がいずれも新規制基準対応を含むことから、審査を合理的に進めるため同時期に申請する予定である。

廃棄物管理施設の新規制基準対応計画工程を表-1に示す。

(1) 自動火災報知設備の設置等に係る設工認申請

申請内容 廃液貯留施設 I（廃棄物管理施設用廃液貯槽）、排水監視施設、固体集積保管場 I 及び α 一時格納庫に自動火災報知設備を追加設置し、追加した自動火災報知設備の信号を管理機械棟の複合火災受信器に接続する。

論 点 廃棄物管理事業許可との整合性や技術基準規則への適合の網羅性等
状 況 補正を提出（令 03 原機（環保）002 令和3年6月30日）

変更前：令和3年5月補正予定

認可希望 令和3年7月下旬

変更前：令和3年6月（最終補正後1か月）

優先順位 1位

優先理由 設工認認可後に工事を予定しており、この工事を令和4年3月に完了させる必要があるため。さらに火災防護の観点から優先すべき案件であると考えているため。

(2) 遮蔽スラブの遮蔽の追加に係る設工認申請

申請内容 固体集積保管場 I について、新規制基準に適合させるため、配置済みの遮蔽スラブに遮蔽を追加する。

論 点 廃棄物管理事業許可との整合性や技術基準規則への適合の網羅性等
 状 況 審査期間中（令和3年8月上旬補正予定）
変更前：令和3年5月補正予定

認可希望 令和3年8月下旬（最終補正後1か月）
変更前：令和3年6月（最終補正後1か月）

優先順位 2位

優先理由 令和4年度初旬から工事を行う必要があり、令和3年度中に契約等
 手続きを行う必要があるため。

(3) 固体廃棄物減容処理施設（OWTF）の設置に係る設工認変更申請

申請内容 審査会合及び審査に係る面談での「外部からの衝撃による損傷の防
 止（(旧) 第四条の四）」及び「火災等による損傷の防止（(旧) 第
 三条）」に係るコメントを踏まえた反映並びに「保守用品の考え
 方」に係る記載を追加及び修正する。

論 点 廃棄物管理事業許可との整合性や技術基準規則への適合の網羅性等
 状 況 審査期間中（令和3年11月補正予定）
変更前：令和3年6月補正予定（優先順位上位の認可の直前）

認可希望 令和4年1月（最終補正後2か月）
変更前：令和3年8月（最終補正後2か月）

優先順位 3位

優先理由 設工認認可後に使用前事業者検査を予定しており、令和5年8月か
 ら運転廃棄物を受け入れて処理する必要があるため。
変更前：令和5年3月から運転に伴う廃棄物を受け入れて処理する
 必要があるため。

(4) 廃棄物管理事業変更許可申請

申請内容 主要な変更内容は次の4点。①共用施設についてHTTRの設備を廃
 棄物管理施設が共用する記載に変更 ②外部事象による影響評価に
 ついて、維持すべき安全機能の適正化 ③廃棄物取扱時のリスク低
 減を目的とした有機廃液一時格納庫の廃棄物管理施設からの除外
 ④固体廃棄物減容処理施設（OWTF）の施設外への通信連絡設備

論 点 ③新たな受入れ施設（ β ・ γ 焼却装置の有機溶媒貯槽）及び④固体
 廃棄物減容処理施設用の通信連絡設備についての新規制基準に基づ
 いた設計方針等

状 況 令和4年1月申請予定
変更前：令和3年8月申請予定（優先順位上位の認可の直前）
 許可希望 令和4年11月（申請後10か月）
変更前：令和4年1月（申請後5か月）
 優先順位 4位
 優先理由 許可後に新規制基準に伴う設工認を予定しており、工事の後、令和5年8月から運転廃棄物を受け入れて処理する必要があるため。
変更前：令和5年3月から運転に伴う廃棄物を受け入れて処理する必要があるため。

(5) 廃棄物管理施設の設工認申請（新規制基準対応）

申請内容 既申請を除いた廃棄物管理施設の設工認（竜巻に対する設備の変更、仮設緩衝体の整備、OWTFの施設外の通信連絡設備の設置、竜巻に対する建家の改修）を1本にまとめた申請
 論 点 新規制基準対応。廃棄物管理事業許可との整合性や設工認技術基準への適合の網羅性等
 状 況 令和4年1月申請予定
変更前：令和4年3月申請予定（優先順位上位の許可の直前）
 許可希望 令和4年11月（申請後10か月）
変更前：令和4年8月（申請後5か月）
 優先順位 5位
 優先理由 設工認認可後に工事及び使用前事業者検査を予定しており、令和5年8月から運転廃棄物を受け入れて処理する必要があるため。
変更前：令和5年3月から運転に伴う廃棄物を受け入れて処理する必要があるため。

(6) 廃棄物管理施設保安規定変更認可申請

申請内容 新規制基準を踏まえた保安規定及び有機廃液一時格納庫の廃棄物管理施設からの除外
変更前：新規制基準を踏まえた保安規定と、廃棄物管理事業変更許可に伴う有機廃液一時格納庫の廃止の反映の2回を予定
 論 点 新規制基準対応。廃棄物管理事業許可及び設工認との整合性等
 状 況 令和4年1月補正予定
変更前：有機廃液一時格納庫廃止 令和4年1月予定

変更前：新規制基準対応 令和4年11月予定
許可希望 令和5年5月（補正後16か月）
変更前：有機廃液一時格納庫廃止 令和4年3月（補正後2か月）
変更前：新規制基準対応 令和5年3月（最終補正後4か月）
優先順位 6位
優先理由 令和5年8月から運転廃棄物を受け入れて処理する必要があるため。
変更前：令和5年3月から運転に伴う廃棄物を受け入れて処理する必要があるため。

以上

